

地域のデータセンターを整備するため、総務大臣の認定を受けた地域特定電気通信設備供用事業の実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、法人税の特別償却及び固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能。

措置内容

1. 特例の内容

(1) 国税の特例

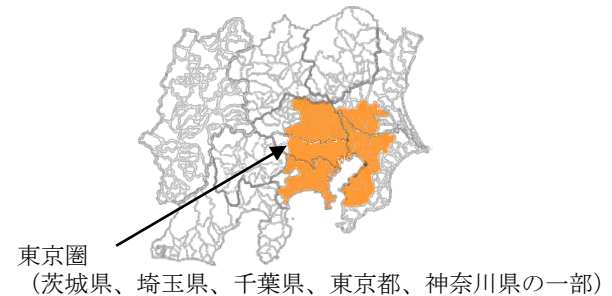
○ 地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、東京圏(注1)以外の地域に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とする一定の設備に限り、取得価額の一定割合を特別償却額として計上することが可能。

○税目：法人税

○対象設備：サーバ、ルータ、スイッチ、電源装置(調整中)

○特別償却率：取得価額の15/100

(注1)多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第22条第1項に規定する東京圏



(2) 地方税の特例

○ 地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、首都直下地震緊急対策区域(注2)以外の地域に整備するもので、専ら同区域内のデータセンターのバックアップを目的とする一定の設備に限り、固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能。

○税目：固定資産税

○対象設備：サーバ、ルータ、スイッチ、電源装置(調整中)

○課税標準の特例：取得後3年間の課税標準が3/4

(注2)首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第3条第1項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域



2. 適用期間

2年間(平成30年4月1日から平成32年3月31日まで)